

○長門市観光客誘致促進事業補助金交付要綱

(平成 23 年 4 月 1 日告示第 37 号)

改正 平成 29 年 3 月 30 日告示第 39 号 平成 29 年 4 月 1 日告示第 80 号

令和 6 年 3 月 29 日告示第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本市への観光客の誘致の促進及び交流人口の拡大を図るために、観光や地域づくり関連団体等(以下「団体等」という。)が行う事業に係る補助金の交付について、長門市補助金等の交付手続等に関する規則(平成 20 年長門市規則第 46 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第 2 条 市は、予算の範囲内で、団体等が行う事業につき、当該団体等に対し補助金を交付する。

2 補助対象事業、補助対象費目、補助対象経費及び補助額については、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 3 条 前条の規定による補助金の交付の申請をしようとする団体等は、市長が定める期日までに、観光客誘致促進事業補助金交付申請書(別記様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記様式第 2 号)
- (2) 収支予算書(別記様式第 3 号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第 4 条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を観光客誘致促進事業補助金(変更)交付決定通知書(別記様式第 4 号)により通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第 5 条 前条第 1 項の規定による通知を受けた団体等（以下「補助団体等」という。）は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して 15 日以内に当該申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとする。

（事業計画等変更の承認の申請）

第 6 条 補助団体等は、事業計画の内容を変更しようとするときは、速やかに観光客誘致促進事業補助金計画変更承認申請書（別記様式第 5 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又は、その決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 前項の場合においては、第 4 条の規定を準用する。

（事業の中止又は廃止）

第 7 条 補助団体等は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由及び事業の遂行状況を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第 8 条 補助団体等は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えた観光客誘致促進事業補助金実績報告書（別記様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の成果が分かる書類
- (2) 事業の実施及び完了日が確認できる書類の写し
- (3) 補助対象経費の支払いに係る領収証等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 9 条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合、その内容を審査の上、
適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を観光客
誘致促進事業補助金交付額確定通知書(別記様式第 7 号)により通知する。

(補助金の交付請求)

第 10 条 前条の規定により通知を受けた補助団体等は、補助金の交付を受けよう
とするときは、観光客誘致促進事業補助金交付請求書(別記様式第 8 号)を市長
に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、第 4 条第 1 項の規定による通知に係る金
額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

3 補助団体等は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、観光客誘
致促進事業補助金交付請求書(別記様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。
い。

4 市長は、概算払を行った補助金について、第 9 条の規定により確定した補助金
の額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときはその請求及び交付に
ついては第 1 項及び次条の規定を準用し、過払いがあるときは速やかにその額
を戻入させる。

(補助金の交付)

第 11 条 市長は、前条第 1 項の規定により請求書の提出を受けた場合において、
これを審査し、適当であると認めるときは、補助団体等に当該請求額を交付す
るものとする。

(関係書類の整備)

第 12 条 補助団体等は、事業の施行状況及び当該事業に係る収支について、一切
の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、交付決定のあった年度の
翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(長門市環境美化事業補助金交付要綱の廃止)

2 長門市環境美化事業補助金交付要綱(平成 17 年長門市告示第 61 号)は、廃止する。

(長門市観光客誘致対策事業費補助金交付要綱の廃止)

3 長門市観光客誘致対策事業費補助金交付要綱(平成 17 年長門市告示第 75 号)は、廃止する。

(長門市ツーリズム等推進事業費補助金交付要綱の廃止)

4 長門市ツーリズム等推進事業費補助金交付要綱(平成 22 年長門市告示第 49 号)は、廃止する。

(失効)

5 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、令和 8 年度以前の予算に係る補助金の取扱いについては、この告示は、同日後においてもなおその効力を有する。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日告示第 39 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日告示第 80 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 29 日告示第 36 号)

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

補助対象事業	補助対象費目	補助対象経費	補助額
(1)集客イベント重点支援事業	報償費	警備員・交通整理員等団体等構成員以外への謝礼等	補助対象経費の 2 分の 1 以内 ただし、参加型イベントの場合は想定参加者数、集客型イベントについては想定集客人数に応じて、下記の額を上限とする。 ＜参加型＞ 100 人未満 100,000 円 100 人以上 300 人未満 300,000 円 300 人以上 500 人未満 500,000 円
	消耗品費	イベントに要する消耗品等に係る費用	
	食料品費	講師・ボランティアスタッフ等団体等構成員以外に支給する飲料・食料品費等	

	印刷製本費	チラシ・ポスター、パンフレット等の印刷製本に係る費用	500人以上 700,000円 <集客型> 3,000人未満 300,000円 3,000人以上 10,000人未満 500,000円 10,000人以上 20,000人未満 1,000,000円 20,000人以上 1,800,000円
	通信運搬費	イベントに要する切手等購入費	
	広告宣伝費	イベントに要する広告料等	
	旅費	研修、視察等イベント実施に効果のある旅行に要する交通費及び宿泊費等	
	手数料	イベントに係る手続き、口座振込等に要する手数料	
	保険料	イベントにおける保険等加入に係るもの	
	委託料	イベントの運営、警備等に係る委託料	
(2) 二次交通対策事業	報償費	警備員・交通整理員等団体等構成員以外への謝礼等	補助対象経費の2分の1以内
	消耗品費	事業に要する消耗品等に係る費用	
	印刷製本費	チラシ・ポスター、パンフレット等の印刷製本に係る費用	
	通信運搬費	事業に要する切手等購入費	
	広告宣伝費	事業に要する広告料等	
	旅費	研修、視察等事業実施に効果のある旅行に要する交通費及び宿泊費等	
	手数料	事業に係る手続き、口座振込等に要する手数料	
	保険料	事業における保険等加入に係るもの	
	委託料	事業の運営、警備等に係る委託料	

注 事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。旅費については「長門市職員等の旅費に関する

る条例(平成 17 年長門市条例第 53 号)」及び「長門市職員等の旅費に関する
施行規則(平成 17 年長門市規則第 55 号)」を基に算定する。

別記様式第 1 号(第 3 条関係)

観光客誘致促進事業補助金交付申請書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 3 条関係)

事業計画書

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 3 条関係)

収支予算書

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 4 条関係)

観光客誘致促進事業補助金(変更)交付決定通知書

[別紙参照]

別記様式第 5 号(第 6 条関係)

観光客誘致促進事業補助金計画変更承認申請書

[別紙参照]

別記様式第 6 号(第 8 条関係)

観光客誘致促進事業補助金実績報告書

[別紙参照]

別記様式第 7 号(第 9 条関係)

観光客誘致促進事業補助金交付額確定通知書

[別紙参照]

別記様式第 8 号(第 10 条関係)

観光客誘致促進事業補助金交付請求書

[別紙参照]